

令和5年度

第7回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月6日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	○	7	酒井 幸二	○	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	×	8	和泉 陣	○	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	×	10	川野元憲司	○			

事務局職員 4名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英

香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第46号 農地法第5条の規定による所有者移転の許可申請について
- 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について（賃借権決定）
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第50号 非農地証明願について
- 議案第51号 農業振興地域整備計画の一部変更について・・・別紙

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について
- (3) 農地法第43条第1項の規定による届出について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第7回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。 この度、新しい農業委員会が始まったというような感じでございます。 ひしひしと私が感じるのは、右を見たら河野三男会長がいたんですけども、今日局長がいるという事で、新たな会が始まったのかなというような感じでありますし、また新しい農業委員の方は、今後とも頑張って頂きたいと思ひますし、再任された方は、今後3年間農業委員会業務に新たにまた頑張って頂きたいと思ひます。 実りの秋を迎えて稲刈りの方も、最盛期になって来ました。 我社のライスセンターもフル活動しているんですけど、長岩屋地区のなつほのか、ひのひかりの収穫も終わったんですけども、前年に比べると1割強収入が収穫が少ないかなという感じでございます。 それと尚かつ、うちの方は新城、宇佐地区の方の稲刈りをしてきていますんですけど、乳白が若干目についてきたという事であります。 それは、皆さんご承知のとおり、今年8月から9月にかけての異常気象が原因ではないかと思ひます。 お米は、日中の寒暖差が大きいほど、美味しい米になるんですけども、8月、9月寝苦し夜が続いてきたという事で、それもお米の方に影響して来ているのではないかと思っております。 秋になって近頃、涼しい日が続いて台風も無く、10月無事に稲刈りが終了する事を願っております。 それと、私の頭の中でずっと耳に残っているのは、国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化から地球沸騰化な時代になったのではないかという言葉が常に頭の中で残っております。 それが、現実とならないような事を祈って、これから頑張って行かなければいけないと思っております。 ただいまから、令和5年度第7回豊後高田市農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思ひます。 慣例により議長に一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、6番：財前委員及び7番：酒井委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第45号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第45号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1ページからです。 申請番号53番、所在が■■■字■■■番■■■、地目は田、面積が454㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号54番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が1,940㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号55番、所在が■■■字■■■番■■■、地目は畑、面積が1,868㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。 申請番号56番、所在が■■■字■■■番■■■、地目は畑、面積が305㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものです。 申請番号57番、所在が■■■字■■■番■■■、地目は田、面積が170㎡、渡人が■■■で、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が■■■の売却で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号58番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が331㎡、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

議 長 事務局	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。 それでは、事務局から提案します。 議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 15 番、申請地は、 字 番外 筆、地目は畑、合計面積が 2,063 m² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。 転用申請者は の で、転用目的は駐車場用地です。 市役所 庁舎の東南、約 km の場所に位置し、南を 及び に、西を に、北を 及び に、東を に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は申請地に隣接する宗教法人で、申請地に宗教法人及び保育園で利用する駐車場を整備する計画です。 盛土はせず現状のまま整地し、境界には石積みを設置し碎石を敷く計画です。周囲に農地はなく営農に問題はありません。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和 6 年 4 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第 2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e) で、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。 なお、地元農地利用最適化推進委員から 9 月 21 日に行った現地確認の際、この転用について、特に問題ないとの意見をいただいております。 申請番号 16 番、申請地は、 字 番外 筆、地目は田と畑、合計面積が 1,026 m² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は第 2 種住居地域に該当します。 転用申請者は の で、転用目的は資材置場及び駐車場用地です。
-----------------------	--

市役所■■■■庁舎の西、約■■■■kmの場所に位置し、西を■■■■及び■■■■に、南を■■■■に、東と北を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で主に建築資材等の販売業や工事業を営む法人で、申請地に建築資材、水道資材を置くための資材置場、及びトラックなどの社用車、及び従業員の自家用車を置くための駐車場として整備する計画です。

申請地に1m盛土し、10cmの碎石を敷いて舗装する計画です。造成にあたっては周囲にL型擁壁を設置し施工するため、周辺への土砂等の流出の恐れはなく営農に問題はないと考えられます。

なお、土地の埋め立てについては、市の環境課と協議済みです。

雨水排水については、自然浸透並びに表面を自然流下して既設側溝へ流す計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として■■■■円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和5年12月15日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

なお、地元農地利用最適化推進委員から9月21日に行った現地確認の際、この転用について、特に問題ないとの意見をいただいております。

申請番号17番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆、地目は田、合計面積380.07㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種中高層住居専用地域に該当します。

転用の目的は、一般住宅用地です。

市役所■■■■庁舎の南西約■■■■kmの場所に位置し、北と東と南に■■■■、西は■■■■に接しています。

申請者は市内の公務員で、申請地に建築面積154.35㎡の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

10cm盛土し整地する計画で、周囲には土留めコンクリートブロックを施工するため、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、西側の公共下水道に放流し、雨水排水については、雨水樹を設置し、自然浸透のほか、オーバーフロー分については、西側の市道側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、

その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはありません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 〇〇〇〇〇〇円を見込んでおり、すべて借入れでまかなう計画で、金融機関の住宅ローン仮審査結果票承認済の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

なお、地元農地利用最適化推進委員から9月21日に行った現地確認の際、この転用について、特に問題ないとの意見をいただいております。

申請番号18番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番1、地目は田、面積379㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種中高層住居専用地域に該当します。

転用の目的は、一般住宅用地です。

市役所〇〇〇庁舎の北約〇〇〇kmの場所に位置し、西に〇〇〇〇〇、北に〇〇〇〇〇を挟んで〇〇〇、東に〇〇〇、南に〇〇〇〇〇に接しています。

申請者は市内に住む会社員夫婦で、申請地に建築面積102.74㎡の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

申請地は、すでに埋め立てされており、譲渡人から農地法の許可を受けずに転用してしまったことについて、反省している旨の始末書が添付されています。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから周辺農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は西側の公共下水道に放流し、雨水排水については雨水枡を設置し、自然浸透のほか、オーバーフロー分については、南側の道路側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはありません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 〇〇〇〇〇〇円を見込んでおり、すべて借入れでまかなう計画で、金融機関の住宅ローン融資見込み証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

なお、地元農地利用最適化推進委員から9月21日に行った現地確認の際、この転用について、特に問題ないとの意見をいただいております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 4 番： 内田委員	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。現在、農地利用最適化推進委員は委嘱されていないので、農業委員から意見をいただきます。 申請番号 15 番につきまして、4 番：内田委員からお願いします。 9 月 21 日に私と芹川推進委員、そして事務局の職員と現地確認を行いました。 現地は、竹とか樹木に覆われておりまして、周辺も全て雑木林となっておりますので、転用して問題ないと思います。
議 長 2 番： 中野委員	ありがとうございました。 次に、申請番号 16、17 番につきまして、2 番：中野委員からお願いします。 9 月 21 日に事務局、永野推進委員とで現地確認致しました。 16 番につきましては、 裏側にあり周りは、住宅地に囲まれておりますので、転用しても環境が非常によくになるので問題はないと思います。 次に 17 番につきましては、 小学校の南側で今、市街化区域の中で道路が角に入ってくるという事で、何ら問題はないと思いますので、ご審議のよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 18 番につきましては、私が、前回の推進委員であります筒井委員と、現地確認を行っていますので、ここでご報告させていただきます。 先程事務局の説明があったとおり、すでに埋められているという事で、始末書も提出されていますので、これを許可する事には、別に問題はないと思います。以上です。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 47 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審

事務局	議を行います。 それでは、事務局から提案します。
議 長	議案第 47 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 6 ページになります。農用地利用集積計画についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 13 番、所在が■■■■■番外■■筆、地目が畑及び田、合計面積が 7,754 m²、渡人が■■■■■さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 大分県農業農村振興公社が農地等売買支援事業により農地を購入し、その後、地域の担い手へ売却する予定です。 以上ご審議をお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 48 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 48 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 14 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 39,017 m²、畑の面積が 35,524 m²で、利用権を設定する農家数 13 件、利用権の設定等を受ける農家数 4 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 42,076 m²、使用貸借に係る面積 32,465 m²です。 詳細につきましては、議案書 7 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案とおり、認めることに決しました。 次に、議案第 49 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 49 号、15 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります、別紙、貸付調書について、あわせてご覧ください。 議案書の 10 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、 さんに 4 件の合計面積が 9,761 m²の貸し付けが示されています。 2、3 ページで、借受者、 に 19 件の合計面積が 19,635 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案とおり、認めることに決しました。 次に、議案第 50 号、非農地証明についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 50 号、非農地証明願についてです。議案書 16 ページからをご覧ください。 申請番号 17 番、所在が 字 番 、地目が畑、面積 636 m²、申

議 長 2 番 : 中野委員 議 長	請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 56 年頃から畑への行くための、トラクターが通れるような進入路がなかったため、耕作できなくなり、自然に竹や雑木が生えてしまい山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり雑木林となっており、非農地として認められると考えます。 地元の農地利用最適化推進委員から、9 月 21 日に現地確認した際、非農地として問題ないとの意見をいただいております。 申請番号 18 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目が畑、面積 98 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、平成 4 年頃から遠方に住んでいるため、耕作できなくなり自然に雑木が生えてしまい、山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり雑木林となっており、非農地として認められると考えます。 地元の農地利用最適化推進委員から、9 月 21 日に現地確認した際、非農地として問題ないとの意見をいただいております。 申請番号 19 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目が畑、面積 197 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 20 年ごろから家の庭として利用しているということです。 現地確認したところ、申請どおり隣接宅地と一体の庭となっており、非農地として認められると考えます。 地元の農地利用最適化推進委員から、9 月 21 日に現地確認した際、非農地として問題ないとの意見をいただいております。 申請番号 20 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目が田、面積 271 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃から、亡くなった父が高齢のため耕作できなくなり、自然に雑木が生えてしまい山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり竹や雑木が一面に茂っており、非農地として認められると考えます。 地元の農地利用最適化推進委員から、9 月 21 日に現地確認した際、非農地として問題ないとの意見をいただいております。 以上、審議のほどお願いします。 事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 17 番につきまして、2 番：中野委員からお願いします。 9 月 21 日に、現地確認を地元の最適化推進委員と確認しました。事務局の説明で問題はないと思います。よろしくお願いします。 ありがとうございました。
---	---

	次に、申請番号 18 番、20 番につきましては、私と筒井推進委員とで確認いたしましたが、共に問題ないという意見になりましたので、よろしくお願いします。 次に、申請番号 19 番につきましては、9 番：神田委員からお願いします。
9 番： 神田委員	9 月 21 日、事務局と羽矢委員とで現地確認をしました。 自宅の庭の一部になってしまっておりまして、なんら問題はないかと思えます。 よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
農業振興課	次に、議案第 51 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。 議案第 51 号、農業振興地域整備計画の変更について、一部変更についてご説明します。 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、豊後高田市の農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の一部を変更をしたいので、同項施行規則 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。 お手元の資料の農用地利用計画変更理由書により、ご説明いたします。 今回の申出は、除外が 4 件、計 37 筆の 32,436 m²であります。 資料をお開きいただきますと、2 ページ目、今回申出のありました農用地の一覧で、3 ページ目は、今回申出がありました筆となっております。 はじめに、2 ページ目と 4 ページ目をご覧下さい。 箇所番号 1 番、大字につきましては全て■■■■、字につきましては全て■■■■■■■■■■で、地番、地目、面積、申出者につきましては、上から ■■■■番地、畑で 700 m² ■■■■さんより、■■■■番地、畑で 598 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 574 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 321 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 1,300 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 1,686 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 666 m²、■■■■さん。■■■■番地、畑で 757 m²、

さん。番地、畑で1,004 m²、さん。番地、畑で1,024 m²、さん。番地、畑で820 m²、さん。からとなっております。

今回の除外する理由におきましては、市が長崎鼻において、観光施設として、コテージ宿泊施設を整備するために除外するものであります。

次に、2ページ目と6ページ目をご覧ください。

箇所番号2番、上からでありますけど、大字字地番番地、地目、畑、面積733 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積1,704 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積473 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積573 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積1,022 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積673 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積831 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積200 m²、大字字地番番地、地目、畑、面積89 m²、申出者におきましては、さんであります。

除外する理由におきましては、非農地申請を行うため農振除外を行うものであります。

次に箇所番号3番、2ページ目と8ページ目をご覧ください。

これにつきましても、大字につきましては全てとなっております。

上からでありますけど、字、地番番地、地目、畑、面積745 m²、字、地番番地、地目、畑、面積352 m²、字、地番番地、地目、畑、面積248 m²、字、地番番地、地目、畑、面積275 m²、字、地番番地、地目、畑、面積1,332 m²、字、地番番地、地目、畑、面積4,341 m²、字、地番番地、地目、畑、面積893 m²、字、地番番地、地目、畑、面積838 m²、字、地番番地、地目、畑、面積200 m²、字、地番番地、地目、畑、面積1,253 m²、字、地番番地、地目、畑、面積1,453 m²。

申出者におきましては、さんであります。

除外する理由におきましては、非農地申請を行うため、農振除外を行うものであります。

最後に、2ページ目と10ページ目をご覧ください。

箇所番号4番、これにつきましても大字は全てとなっております。

字が全てであります。地番番地、地目、畑、面積1,088 m²、地番番地、地目、畑、面積1,771 m²、地番番地、地目、畑、面積701 m²、地番番地、地目、畑、面積182 m²、地番番地、地目、畑、面積370 m²、地番番地、地目、畑、面積1,246 m²。

これにおきましては、申出者におきましては、さんであります。

除外する理由におきましては、これも同じく非農地申請を行うため、農振除外を行うものであります。

以上4件となっております。

本市の随時の変更の日程は、年3回、1月、5月、9月の各10日を締切

議 長	として行っております。 今回は9月締切分で、今月開催の農業振興地域整備促進協議会の意見聴取を行っているところであります。 農業委員会をはじめ、関係機関の意見を参考に、今後は、条例で定められております、豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申出の可否を決定し、今後、県と協議を行います。 以上でございます。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの提案について、ご意見・ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
6 番： 財前委員	本案については、特に意見なしと認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議はないんですけど、これは山林なんですね。もう、この写真を見たら。
議 長 6 番： 財前委員 農業振興課	はい、挙手をお願いします。 6 番：財前委員。 はい、異議ではないのですが、航空写真を見る限りでは、現状が山林になっているということなのですね。 地図の航空写真につきましては、市の方では10年位前の地図しか持ってないんですけど、正直これ10年前の写真です。 今回、私達が現状見に行ったなかでは、すみません山林化、全部しております。 それだけです。
議 長	ほかに意見は、ございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、本案については、特に意見なしと認める事に、ご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしであります、よって本案については、特に意見なしと認める事に決しました。

事務局	つづきまして、報告事項に入ります。 報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
議長	まず、第一にお詫びと訂正をお願いします。 届出番号 19 番の解約事由のところですね、表の右下位になるんですけども、借人の都合と書いているのですが、これ、市の先程農業振興課から説明があった、長崎鼻の市の施設の整備計画のためという事で、市の施設整備計画のためという事で、借り人の都合を訂正させて下さい。 よろしくお願いします。 報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、1 件の報告がありました。19 ページになります。 合意解約の 19 番は、豊後高田市が農業交流施設を整備する計画があがったための解約です。 以上報告します。
議長	いま、説明がありましたが、この件についてご質問の等はございませんか。 (ありませんの声)
事務局	ないようですので、次に報告事項 2、農地適格法人定期報告について、事務局から報告します。
議長	20 ページ目、報告事項 2、農地所有適格法人定期報告について、次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。 報告のあった農地所有適格法人は、[]と[]と[]です。 要件確認書については別紙のとおりで、農地所有適格法人としての要件をすべて満たしています。 以上です。
議長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
事務局	ないようですので、次に、報告事項 3、農地法第 43 条第 1 項の規定による届け出について、事務局から報告します。
	報告事項 3、農作物栽培高度化施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。21 ページになります。 施設番号 3、届出者は[]で、[]字[]番外[]筆の田に施設面積 2,808 m²の菌床椎茸栽培用パイプハウスを建築し、その底

議 長	面にコンクリートを敷設したいとのことです。 以上報告します。 この件について、ご質問等ございませんか。
議 長	(ありませんの声) ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第7回総会を閉会します。 お疲れ様でした。 それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。 その他の事項（別紙配布） 農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会 農業委員会市長との懇親会について 農業委員互助会について 次回（令和5年度：第8回）総会について 午前 11 時 00 分 令和5年10月7日